

令和2年6月25日

鹿児島大学キャリア形成支援センター長  
枚田 邦宏

## 令和2年7月1日以降のインターンシップについてのガイドライン（新型コロナウイルス感染症への対応）

本年5月14日と25日に緊急事態宣言や特定警戒地域の緊急事態措置が解除され、県境をまたぐ移動についても政府発表において6月19日に解除されるなど、インターンシップに向けた環境は整いつつある。他方で、局地的に新たな感染も続いており、依然として感染拡大の危機から脱しているとはいいがたい。以上のことを勘案し、本学では本年7月1日より本学におけるインターンシップへの参加（エントリーや事前準備を含む）についてのガイドラインを次のとおりとする。

1 非対面によるインターンシップは全て認める。今年度の本学のインターンシップは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、実施時間あるいは実施期間の短縮ないしは弾力化や、非対面による実施などの予防策をなるべく取り入れるよう推奨する。

2 本年7月1日以降のインターンシップへの参加は、新型コロナウイルス感染症拡大の新たな局面と考えられる以下の2つのケースを除き、参加を認める。

新型コロナウイルス感染症拡大の新たな局面と考えられるケース

- |   |
|---|
| <p>a 鹿児島県またはインターンシップ受入先のいずれかが、緊急事態宣言の対象地域ないし特定警戒地域などの感染地域として公的に指定された場合</p> <p>b 鹿児島県内またはインターンシップ受入先のいずれかで、感染経路が不明な感染者の多発やクラスター現象の発生といった感染拡大状況が確認できる場合</p> |
|---|

上記のような感染拡大の状況にある場合、大学各部局のインターンシップ担当者と受入先担当者とで対応を協議し、できるだけ速やかに中止または延期、あるいは他の方法による実施の決定を行う。大学各部局のインターンシップ担当者は速やかに学生に連絡し、今後の学修のありかたについて伝達する。以上の対応を円滑とするために、大学各部局のインターンシップ担当者は、あらかじめ受入先との連絡体制を構築し、インターンシップ生や受入先についての情報を把握し、感染についての地域的情報や政府の発表する感染情報に注意する必要がある。

### 3 「感染」した場合

「感染」が判明した場合には、5月29日付「本学学生又は教職員に新型コロナウイルス感染症の「感染」が判明した場合の授業対応について」（教育担当理事）に基づいて行動する。

### 4 インターンシップの活動で警戒される感染地域へ移動した場合

インターンシップの参加中ないしは参加後2週間以内に、インターンシップ受入先が警戒すべき感染地域と公的に指定された場合、県内への帰着後2週間は自宅待機とする。

## 5 その他

本学におけるインターンシップとは、本学が授業として行うインターンシップ、および学生が本学を通じて申し込むインターンシップ（正課外）を指す。大学各部局のインターンシップ担当者とは、大学各部局において授業として行うインターンシップ、および学生が本学を通じて申し込むインターンシップ（正課外）の担当者を指す。それ以外の学生が個人で申し込む公募型インターンシップや企業が主催するインターンシップについても前述の注意事項をよく理解してのぞみ、感染状況悪化の場合は直ちに受入先に相談することを要する。単位取得を伴うインターンシップでは、新型コロナウイルス感染症への感染リスクに配慮して、実施期間が例年より短縮あるいは遅延された場合でも弾力的な対応を取ることとし、学修の機会が確保できるよう工夫する。

## 6 インターンシップの参加にあたって注意すべき点

インターンシップに参加する学生は、参加前から参加中において、「新しい生活様式」（5月4日付け厚生労働省）を徹底し、特に鹿児島県外のインターンシップに参加した場合は健康観察に留意する。

なお、4月27日付「鹿児島大学 新型コロナウイルス発生下のインターンシップのガイドライン」は6月30日付で廃止する。